

2019年度 第1回須坂市環境審議会 議事録（要旨）

【日時】 令和元年5月30日（木） 午後1時30分～午後4時10分

【場所】 須坂市消防本部3階 大会議室

【参加者】

〔委員〕：相原範六 委員、大井教雄委員、神戸貞雄 委員、中村貴彦 委員、竹前美枝子 委員、竹本斉 委員、宮入勝彦 委員、西原秀次 委員、水上智恵 委員、丸山寿美夫 委員、樽田宏 委員、勝野由拡 委員

〔欠席委員〕：青木良文 委員、飯尾昭一郎 委員、山下徹也 委員、山下稔 委員、中島蓮 委員

〔事務局〕：西原市民環境部長、徳永生活環境課長、山崎清掃センター所長
栗田課長補佐兼環境政策係長、平林課長補佐兼廃棄物対策係長、長野課長補佐兼環境創出係長、宮沢清掃センター所長補佐、窪田エコパーク振興係長、田中企画主事、山崎事務員

【配布資料】

- ・須坂市環境審議会委員名簿
- ・須坂市環境行政の概要
- ・第二次須坂市環境行動計画 施策一覧表【細分類】
- ・須坂市地下水資源保全・活用計画検討業務（2年目業務成果の報告）

1 開会（事務局 徳永課長）

2 あいさつ（事務局 西原部長）（省略）

3 委員及び職員の自己紹介（省略）

4 議 事

(1) 役員を選出について（環境審議会 竹前副会長）

会長に中村貴彦委員を選出

(2) 須坂市の環境行政について（事務局 栗田補佐、平林補佐、長野補佐、山崎所長、窪田係長）

資料「須坂市環境行政の概要」に基づき各係長より説明。

これに対し委員より次のような意見があった。

委 員：P1 太陽光屋根貸し事業について、事業者をプロポーザルにて公募したとのことだが、何について公募したのか。資料の中の歳入金額は、固定資産税の金額なのか。

事務局：発電面積や単価についてプロポーザルで提案いただいたものである。収入については貸し付けた面積に応じて単価をかけて賃料として支払ってもらっている。

委 員：プロポーザルは何社くらいきたのか。

事務局：3社ほどきた。

委員：須坂市として発電事業を行うことは考えていないのか。

事務局：屋根貸し事業は、市内の企業を育てるという意味も含めて、公共施設の屋根を貸して発電を行っていただくということで始めた事業であり、市が公共施設の屋根に太陽光パネルを載せるのもお金が掛かる話であり、発電事業と設置の費用を鑑みて、企業さんに設置費用を持っていただき、市は屋根を貸し付けて賃料をいただくものである。そのため、市では発電事業は考えていない。

委員：県では発電事業をしているが、県に準拠することはないのか。

事務局：今のところ考えていない。

委員：P2水力発電について、市で発電を行っているのか。

事務局：水車については信州大学より実証試験終了後に移譲され、現在発電した電気を農村公園の管理等や街路灯で使用している。また、1キロあたり6円で余剰売電をしているが、あくまで地産地消で行っている。年間6万円程度の売電収入はある。

委員：移譲されたもので6万円の収入が入るとするのは貴重なものである。分散していく電力であれば地域で活用できるので、もっと細かいところから地産地消できるよう進めたらいかかか。

事務局：発電事業を行うには多額の初期投資費用がかかる。現在須坂市の水車のある米子地区では、民間企業2社が水力発電を行っていることもあるが、自前での発電計画は考えていない。

委員：P4公共下水道の関係で、汚泥が堆肥化処理されているとのことだが、過去に汚泥から放射性物質から出たことがあったが、どのようにしているか。

事務局：生活雑排水から発生した汚泥については、須坂市単独の処理ではなく近隣市町村と合同で業者に回収をお願いし、最終的には佐久市にある事業所で堆肥化している。

委員：農業集落排水処理施設どのように処理しているか。

事務局：農業集落排水処理施設については、上下水道課で担当している。

委員：堆肥化しているとのことであるが、もし放射性物質が含まれた堆肥が庭に撒かれたらどのように対応するのか。

事務局：生活雑排水の汚泥処理については須坂市だけでなく近隣市町村と合同で処理しているため、事例について確認し、必要があれば関係市町村と相談し対応したい。

(汚泥の堆肥化に係る放射性セシウムについて確認)

東日本大震災による、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、汚泥に関しても放射性セシウムが問題となった。汚泥は脱水処理により濃縮されるため、放射性セシウム濃度の高い汚泥を原料とする汚泥肥料を農地に使用すれば、農地土壌が汚染されてしまう。

①須坂市の農業集落排水処理施設の汚泥

須坂市の農業集落排水処理施設は、豊丘と高甫の2箇所にある。

汚泥から検出された放射性セシウムは、農水省が示している肥料の基準値以下であるが、市では農業用肥料としての提供を中止した。

(※肥料として利用できる汚泥の放射性セシウム濃度：200Bq/kg以下)

なお、平成26年12月に豊丘クリーンセンターは公共下水道に接続のため廃止となっている。高甫クリーンセンターでは、現在、堆肥の配布がされている。

②生活雑排水の汚泥

脱水処理を行う事業者が、放射性セシウムを測定し、マニフェストに測定値を記載し堆肥化処理を行っている企業へ搬出している。

なお、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかったとのこと。

現在は、放射性セシウム 134（半減期約 2 年）の減少や汚泥の更新、原発からの新たな放射性物質の放出が無いため、測定は行われていない。

委員：不燃ごみの集積場で火災が（長野市・松本市・佐久市で）発生しているが、なぜ不燃ごみが燃えるのか、須坂市の不燃ごみはどこに集積しているのか。それは火災の防止をしているか。

事務局：須坂市の不燃ごみの収集場所は、米子にある清掃センターであり、破砕処理をするが、職員が不燃物の袋を開けて中の内容物を一つ一つ確認している。そこでスプレー缶等燃えそうなものがあれば除去をして破砕処理している。そういった面で火災予防をしている。

委員：資料 P5 のごみ減量施策の中で、30 年度回収量で硬質プラが 7.6 で全体の構成で 17% くらいある。廃プラが国内で処理できなくて海外に依存していた。流通が今低迷しているがこの状況でも回収をするのか。

事務局：ここに書いてある硬質プラの回収については、普段であれば一般廃棄物として回収して、須坂市の場合であれば燃やしている。ここでは回収してリサイクルしようという取り組みの一つである。先ほどの新聞等で問題になっているプラスチックの問題とは違いプラスチック容器包装の収集は今までどおり収集させてもらい、ペットボトルも同じで収集し、日本国内でリサイクルする。

委員：不燃ごみの処理で、須坂市では昼間に職員が目視で選別して処理しているため安全であるとのことだが、先日の長野市・松本市での火災は夜中であったが、そのようなならないような対策はすでにされているか。

事務局：長野市の場合だと不燃ごみはピットの中に一旦保管しているが、須坂市の場合にはプラットホームに入り、一旦平場の所でごみを広げ、職員の手で破袋作業をしてからスプレー缶等ないか確認・除去し破砕機にかけている。ごみのピットいわゆる溜まり場に保管する訳でなく平場のところで選別作業をして機械にかけるので、燃えやすいものが残って何かが発火するというリスクが減る。ただし、人の手で選別しているため、稀にスプレー缶が混じってしまい中で小規模な爆発が起こってしまうこともあるが、最近では一切発生していない。

長野市では硬質プラスチックを不燃ごみとして回収しているため、ピットの中で燃えやすかったのかもしれないが、須坂市では入った時に選別して安全な状態で機械にかけるためリスクが低いと思われる。

委員：夜間の監視はしていないか。

事務局：可燃ごみの焼却をしていた時は、夜中の 1 時過ぎまで職員がいたが、現在は可燃ごみが入ってこず通常の日勤のみであるため、夜間の監視体制はない。

委員：小型家電の回収でリチウム電池の発火が問題となっている。また、スプレー缶について

も排出するときに徹底してもらいたい。

事務局：住民へ引き続き火災原因になるものの分別徹底の周知を行っていききたい。

委員：どういった経路で火災が発生してしまうのか、リチウム電池をはずしたからどうなのか、スプレー缶の穴はどの程度開ければ良いのか、ガスが残っていた場合どうするのか説明してほしい。細かく教えていただかないと出来ない。

事務局：穴を開けていなかったらどうなるか、電池をはずしていなかったらどうなるのか等も併せて周知していききたい。

(3) 須坂市環境行動計画について（事務局 栗田補佐、平林補佐）

資料「第二次須坂市環境行動計画 施策一覧表【細分類】」に基づき須坂市環境行動計画の進捗管理について事務局より説明。

これに対し委員より次のような意見があった。

委員：P2 市の電気自動車の充電器は一般に開放はしないのか。

事務局：今のところ開放していない。

委員：P2 鉄道軌道輸送対策事業補助金について、具体的に内容を記載してほしい。

事務局：今後は担当課へ確認をして支援した具体的内容を記載するようにしたい。

委員：P2 廃食用油の BDF 化について、実施されていた NPO 法人が平成 29 年に解散してしまったとのことであるが、当時エコポイントはもらっていなかったのか。

事務局：特にももらっていなかった。

委員：これらは生活者または事業者が取り組み、それに対する対価であり促進してきたと思うが、何か他の方法はないのか。

事務局：燃料化は NPO 法人が解散したところで市としても続けることにメリットがないということでやめてしまった。

委員：P4 廃プラスチックの再資源化について、廃プラスチックを集めて独自ルートで流通を行っているのか。

事務局：再資源化については独自ルートではなく、容器リサイクル法に基づいて処理しており容器リサイクル協会が行っている事業に加えさせてもらってやっている。

委員：人口が減っているにも関わらず費用が増えていることについてどう考えているか。

事務局：資料に記載されている平成 30 年度と 31 年度の金額を比べると増加しているように見えるが、平成 30 年度については実績額であり、31 年度はあくまで予算額である。

委員：P7 空家・空地対策事業の中で、老朽化した空家については解体も検討とあるが、須坂の場合で今まで居住していた方がいなくなって、親戚の方も県外等の遠いところにて連絡がつかず、風が強くてトタン屋根が飛ばされそうになっても対応できないケースがあるようだが、今後、法律的な問題もあると思うが、行政の方で先に手を打ち承諾を得る事はできないのか。

事務局：基本的には所有者の方に対応いただくものであるため、行政の方で所有者の方を差し置いて何かすることはできないが、いろいろな事案の中で、近隣の方から連絡があり危険な状況であれば、警察署・消防署と連携して事前の対策を取ることはある。

委員：所有者が判明しない、連絡がつかない場合は何の対策もできないということか。

- 事務局：市のほうでは所有者の承諾なしには何もできない。状況に応じて事案ごとの対応となる。
今後空家対策の会議等で方針が決まってくると思われる。
- 委員：P7 歴史的建物維持保存活用事業について、市の歴史的建物は長屋構造で中を間仕切りしているだけで使っている場合がいくつかあるが、火を使っている事業所が近隣にあり類焼の危険があると思われるが、火を使う規制や中の間仕切りを断燃化するとか断熱材を使うことをしてから活用するのはいかがか。そうでないと隣接のところで火災保険が高くなってしまう。
- 事務局：建物自体は所有者の方が購入された建物になるため、お店を開く中では消防署の指導等各種法令に基づいて行っていると思われる。市では、所有者の方をお願いして了解を得られてから審査会にかけて登録している制度になるため、所有者の方へ指導をする権限を持っていない。
- 委員：登録をする際に消防へ確認は行っていないのか。
- 事務局：当然、改装をしてお店をオープンする際には各種法令に基づく許可や届出等の手続きなしにお店をオープンさせることは出来ないものである。歴史的建物の登録をするに当たり、そういった処置をしているかまちづくり課へ確認し登録の際にそのような処置が必要かどうか検討してもらおう。
- 委員：既にある物件について、そのような処置がされてあるのかないのかわかるようにしてもらいたい。
- 事務局：まちづくり課へお伝えさせていただく。
- (まちづくり課に確認)
- 防火に関しては消防署の権限において指導を行っていると考えため、歴史的建造物登録制度について、そのような要件を追加する予定はありませんとの回答がある。
- 委員：P2 地球温暖化防止対策の行政の取り組みで、自転車が利用しやすい道路の整備を進めるとあるが、事業がどこにも記載されていないが、何か取り組みはあるのか。
- 事務局：本来ならば事業としてあるべきものであるが、記載されていないため次回の見直しの際は、記載もれがないようにしたい。
- 委員：道路整備について、市の環境分野の施策として計画に位置付けられているということは非常に重要な要素となる。建設事務所と市（道路河川課）で協力して整備を進められるように調整し、行動計画に盛り込んでほしい。
- 委員：P8 環境管理委員会事業の各部署ごとの電気、燃料等の使用量を把握し職員の意識向上を図ったとあるが、チェックリスト等あれば参考にいただきたい。
- 事務局：各部署ごとで管理している施設の電気、燃料等の使用量を市の共有フォルダへ担当者が毎月各項目ごと入力している。チェックリストは特にない。
- 委員：市でエコアクション 21 の認証取得は考えていないのか。
- 事務局：過去に ISO14001 の取得をしていた経過もあるが、更新にあたりコストがかかるため、市の中で自主的に環境測定をして管理することとしている。

(4) その他

- ア 須坂市地下水資源保全・活用計画検討業務について（八千代エンジニアリング株式会社）

資料「須坂市地下水資源保全・活用計画検討業務（業務内容の紹介）」に基づき、当該事業の委託業者である八千代エンジニアリング株式会社より業務内容について説明。

これに対し委員より次のような意見があった。

委員：前回の報告の際に松川の辺りで何か出たと聞いているが。

事業者：今回の調査では、水質の汚染源等の調査はしておらず、流動を可視化するための調査をしているため、水質がおかしいといった発言はしていない。松川なので酸性ということではPHが低いという話はさせてもらった。

委員：以前に地下水を使用している洗浄している会社の社長さんから近くで井戸を掘られて水を使われると洗浄機が壊れてしまうという話があったが、説明の中で現状の揚水量を倍にしても問題がないようなお話しがあったが、影響はないのか。

事業者：議論が少し違ってくるが、揚水量を2倍・3倍にできるという話ではなく、須坂市全体として、揚水している量と地下へ浸み込んでいる量を踏まえると現況は浸み込んでいる量が多いという話をした。例として挙げていただいた会社さんの場合だと、局所的なポイントで水の量を大きく使ってしまうとその周りは引き込まれて水位が下がる。周りへの影響を配慮しなければいけない。

委員：その状況はこの調査でわかってくるのか。

事業者：この調査では局所的なポイント、事例ひとつひとつまではできないが、今後の改正、モニタリング等の検討をする際には、申請者からの声もあると思われるので、どういったところを把握やお願いしなければいけないのか議論していかななくてはならないと考えている。

イ その他

特に議題なし

5 閉会